

立法・行政、司法そして市民の視点からみる同性婚

—台湾と日本の比較から—

Same-sex Marriage from the Perspectives of the Legislature, Executive, Judiciary
and Citizens: Comparison between Taiwan and Japan

河村 有教
鈴木 翔
田中 美衣
ハーリー愛鈴

Kawamura Arinori
Suzuki Sho
Tanaka Mei
Hurley Eileen

立法・行政、司法そして市民の視点からみる同性婚 —台湾と日本の比較から—

河村 有教
鈴木 翔
田中 美衣
ハーリー愛鈴

Same-sex Marriage from the Perspectives of the Legislature, Executive,
Judiciary and Citizens: Comparison between Taiwan and Japan

Kawamura Arinori
Suzuki Sho
Tanaka Mei
Hurley Eileen

目次

- I はじめに
- II 市民の視点からみる同性婚
 - 1 台湾の人々の同性婚に関する意識
 - 2 日本の人々の同性婚に関する意識
- III 立法・行政の視点からみる同性婚
 - 1 台湾の立法院・行政の視点からみる同性婚
 - 2 日本の国会・政府の対応からみる同性婚
- IV 司法の視点からみる同性婚
 - 1 台湾の司法の視点からみる同性婚
 - 2 日本の司法の視点からみる同性婚
- V おわりに

I はじめに

2022年度後期において、長崎大学多文化社会学部河村有教ゼミは、「同性婚」について、鈴木賢『台湾同性婚法の誕生—アジアLGBTQ+ 燈台への歷程』（日本評論社、2022年）を輪読しながら、様々な点について議論した。台湾の司法院の憲法法廷を見学するなどの

台湾ゼミ研修も行った。その学びの成果として、2023（令和5）年2月28日（火）に「ジェンダーと人権セミナー『同性婚について考える』」をオンラインで一般向けに開催した。本稿は、日本における同性婚訴訟について札幌、大阪、東京、名古屋、福岡の各地方裁判所の判断を整理し、かかる判断においてどのような点が重要なのか、ゼミで取り上げた台湾の司法判断とどのような点が重なり、どのような点が異なるのか、さらには、日本と台湾の立法府や行政府、一般の人々が同性婚についてどのように考えているのか、同性婚について考えるうえでの基礎的な研究資料としてまとめたものである。

ところで、同性婚というと、わが国では、2019年2月14日、同性婚を認める規定を設けていない民法および戸籍法の婚姻に関する諸規定が、日本国憲法（以下「憲法」という）に違反するとして、国に賠償を求める行政訴訟が、札幌、東京、名古屋および大阪の各地方裁判所に一斉に提起された。つづいて、同年9月5日、福岡地方裁判所でも訴訟が提起された。5つの地方裁判所の判決のうち、4つが違憲または「違憲状態」という判断を内容とするものであった。司法の場においては同性婚を認める方向にあるとも解される。しかし、同性婚の法制化の道のりはいまだ遠い。国会（与党の自民党）においては同性婚の法制化に否定的な見解も少なくない。

台湾の同性婚法制化の実現は、①市民、②立法・行政および③司法の相互の動的・主体的なかかわり合いによるところが大きい¹⁾。本稿では、立法・行政、司法、そして一般の市民の視点から同性婚がどのように捉えられてきたのか、アジアで初めて同性婚を法制化した中華民国（以下「台湾」という）と比較しながら、日本における同性婚の法制化への道程を展望したい。

II 市民の視点からみる同性婚²⁾

2019年5月24日、アジアにおいて初めて台湾が同性婚法（「司法院积字第748号解释施行法」）を施行した。台湾の最高行政機関たる行政院（台湾憲法53条）に属する内政部によると、2023年10月時点で、婚姻届が受理された同性カップルは1万組を超える³⁾。今日でこそ人権や多様性を認める社会の象徴として認識されるようになった台湾であるが、初めから人権や多様性を尊重する社会ではなかった。むしろ、それは、家父長主義や異性愛主

¹⁾ 鈴木賢『台湾同性婚法の誕生—アジアLGBTQ+ 燈台への歷程』（日本評論社、2022年）を参照。

²⁾ 本章は、多文化社会学部学生（3学年）の田中美衣が執筆担当した。

義に支配され、「成家立業、結婚生子 約定俗成、牢不可破（一家を成し、結婚して子をもうけることは決して破ってはならぬしきたり）」に形容されていた。同性愛者が、声を上げることが躊躇せざるをえなかったのである。しかし、そのような状況で、同性婚の法制化への突破口を開いたのは紛れもない「台湾市民」であった。同性愛者の存在が「可視化」されなければ、かかる人権について論じる余地はないところ、周囲の人々からの強い圧力がくわわるなか、当事者らが果敢に声を上げ、同性婚の自由を主張し、ついにその権利を手に入れたのである。以下では、同性婚に対する台湾の人々の行動や認識の変遷と日本の一般の人々の行動や認識について比較したい。

1 台湾の人々の同性婚に関する意識

台湾では、男性同性間の性的行為を犯罪とするいわゆるソドミー法のような、同性間の性的行為を処罰するルールは存在していなかったものの、婚姻の自由においては、異性愛が前提とされていた。

同性愛者の存在が台湾社会において認識されたのは、1986年頃であり、祁家威（チー・ジアウエイ）という男性同性愛者が声を上げることから始まった。台湾では、中国国民党が独裁的に政治を行い、その反体制派を弾圧するための戒厳令が敷かれていた。当時の台湾社会においては、そもそも社会運動それ自体が嫌煙されていたが、そのような状況で、祁家威は、台湾地方法院公証処（裁判所）に、同性パートナーとの婚姻にかかる公証を求めた⁴⁾。その受理は拒否され、つぎに立法院（国会）に対して同性婚を請願するも、社会の善良な風俗を害するという趣旨の理由で、あっけなく拒否された⁵⁾。しかし、諦めることなく、1992年、行政院内政部に対し同性婚の法制化を主張し、同性婚を求めるための積極的な運動を継続した⁶⁾。奇人とも称された祁家威の行動は、徐々に台湾の人々の認識を変えていった。

³⁾ 中華民国内政部戸政司全球資訊網ホームページの「人口統計資料」<https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>参照（2023年12月8日閲覧）。2023年5月までの4年間、同性婚に関する特別法が施行され、その間に台湾で婚姻届を提出したゲイとレズビアンは1万組を超えた。2023年5月16日、立法院は、同性カップルが婚姻後に養子縁組または共同養子縁組をすることができるとしたため、同性婚への道のりは実質的に進展しており、内政部民政局の統計によると、婚姻したペアの数は1万組に達していることがわかった。なお、内務省内務局の統計によると、結婚組数は1万組を超えたが、離婚組数は1813組である。

⁴⁾ 鈴木・前掲注1) 25頁。

⁵⁾ 鈴木・前掲注1) 25頁。

⁶⁾ 鈴木・前掲注1) 29頁。

1987年に戒厳令が解除されて以降、1993年12月には、民主進歩党の立法委員である顔錦福（ヤン・ジンフー）の主催で「同性愛者人権促進公聴会」が開催され、同性愛者の人権について公に議論された⁷⁾。1996年11月30日、女性運動家で民主進歩党女性部主任の彭婉如（ポン・ワンルー）が、高雄市で深夜運転手に暴行・殺害された事件を契機として、1997年1月には審議が停滞していた「性的侵害犯罪防止法」が立法院で直ちに制定されることにつながった⁸⁾。小中学校では各学期に最低4時間の性犯罪・性被害の予防に向けた教育の実施も義務づけられ、2004年6月には「ジェンダー平等教育法」が成立し、生物学上の性の差異のみならず、社会や文化によって形成される性概念を「ジェンダー（中国語では「性別）」という文言に包摂させるような進展がはかられた⁹⁾。

当時中学3年生の葉永鋌（イエ・ヨンコン）は、「女性らしい」ふるまい等を理由に、休み時間にトイレに行くと、ズボンが脱がされるなど、クラスメートから日常的にいじめにあっていた。そのいじめが起因となり2000年に亡くなった葉の死から、台湾社会は「男らしさ」を重視する従来の父権主義文化を疑問視する声が上がった。蔡依林（ツァイ・ユーリン）という人気歌手によって葉永鋌をモチーフにした楽曲も作られ、葉の死は、多様な性の在り方を考え、それを受容する重要性が、台湾市民の間で認識されていくことにもつながった¹⁰⁾。

2017年5月24日、台湾で最高の司法機関である司法院（憲法裁判所）の大法官（裁判官）が、同性婚の成立を認めていない台湾民法が台湾憲法に違反する旨の判断を下した。司法院により「関係機関は本解釈公布の日から2年以内に、本解釈の趣旨にしたがって関係する法律を改正ないし制定しなければならない」とされたことから、民法を改正するか、特別法を制定するかが争点となった。その議論の最中に、同性婚に反対する人々が、公民投票をもって、同性婚の法制化を阻止しようと行動を起こした。公民投票法1条1項によれば、公民投票は「台湾市民が直接意思決定をする機会を保障する」とする。同性婚に反対する人々は、「直接民主主義」を武器として同性婚への闘いに挑んだのである。

同性婚に反対する人々は、デモや署名運動をするなどして同性婚の反対運動を行った¹¹⁾。その後、公民投票について署名を集めることに成功し、2018年10月9日に公民投票が実施

⁷⁾ 鈴木・前掲注1) 37頁。

⁸⁾ 鈴木・前掲注1) 61頁。

⁹⁾ 鈴木・前掲注1) 62頁。

¹⁰⁾ 鈴木・前掲注1) 62-63頁参照。

¹¹⁾ 鈴木・前掲注1) 209-215頁参照。

された。同年11月24日、統一地方選挙と同時に実施された公民投票の結果は以下のとおりであった¹²⁾。まず、民法の婚姻を男女に限定するかどうかについては、賛成が766万で、反対が291万であった。つぎに、特別法により同性カップルの「婚姻」を保障するかについては、賛成が640万で、反対が407万であった。そして、民法で同性婚を規定するかについては、賛成が338万で、反対が695万であった。公民投票を通じて、なお同性婚に「嫌悪」する市民の存在が明らかとなったのである。

しかしながら、同性婚法が施行されて2年が経過した後、行政院男女平等処が2021年5月13日から15日にかけて電話調査を実施した結果によれば、台湾市民の間でのジェンダー平等に対する考え方はあらゆる面で高まっており、特に「同性カップルは合法的に結婚する権利を持つべき」という項目では60%以上の国民が支持を表明している¹³⁾。さらに、その調査によれば、同性カップルが法的に結婚する権利を持つことに賛成する人は増加の一途をたどっており、2018年の同性婚法案成立前の37.4%から23ポイント増の60.4%に達した。

2 日本の人々の同性婚に関する意識

明治時代以前、男性間の同性愛は「男色」と称され、これに関する文学作品等（井原西鶴の『好色一代男』（1682年）等）は、幅ひろい層で流行し親しまれた。しかし、明治維新以降、西洋文化が日本社会に影響を与えるようになると、同性愛者を害悪とみなす西洋的な考え方が広まり、それまで同性愛者に「寛容」であった社会が一変した¹⁴⁾。1872（明治5）年には、男性間の性行為ないし同性愛を犯罪とする鶏姦律条例が施行された。もともとそれは旧刑法に盛り込まれなかった。

第二次世界大戦後、1950年代以降、新宿二丁目に「ゲイタウン」や「ゲイバー」ができ、男性同性愛に関する記事が掲載された雑誌の発刊や、昭和の文豪たる三島由紀夫など著名人による「カミングアウト」がなされ、同性愛が恋愛の一形式であるという認識が少しずつ一部の人々に広まっていった。ただ、同性愛に対する偏見は依然として強く残存していた。そうした中で、同性愛者からなる「働くゲイとレズビ안의会」が、東京都の公共宿

¹²⁾ 中央選挙委員会ホームページ「107年全国性公民投票案第7-16案結果」https://web.cec.gov.tw/referendum/cms/p_result/29618（2023年12月8日閲覧）。

¹³⁾ 自由時報ホームページ「同婚合法2週年近6千對結婚 政院民調：民眾支持度逾6成」<https://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/3543031>（2023年12月8日閲覧）。

¹⁴⁾ 風間孝「『寛容』な文化における同性愛嫌悪」『国際教養学部論叢』8巻2号（2016年）1-2頁。

泊施設を利用した際に、他団体から「ホモ」や「オカマ」などの語を用いた暴言を受け、団員の浴室や部屋が覗かれるなどの嫌がらせを受けたため、施設側に訴えたところ、施設所長が、同性愛者の団体の施設利用それ自体が「他の青少年の健全育成にとって正しいとは言えない影響を与える」とし、同性愛者の団体の次回の利用を断ったことから同性愛者の団体が東京都に損害賠償を求めた事案¹⁵⁾において、東京地方裁判所は、本件施設利用拒絶の理由はいずれも認められないとして東京都教育委員会による同性愛者の団体の宿泊利用不承認処分を違法とし、東京都に損害賠償を命じた事案もある¹⁶⁾。

今日、一般の日本の人々は同性愛ないし同性婚に対していかなる認識を持っているのか。この点、公益社団法人「Marriage for All Japan」が2019年にネットモニタ（合計1495人の40-69歳の男女）を対象に行った同性婚に関する意識調査が参考になる¹⁷⁾。調査によれば、同性婚に賛成した者（賛成およびやや賛成の合計）は72.6%である。男女別で見ると、女性の80.8%と男性の64.3%が同性婚に賛成している。その理由としては、「誰にも平等、結婚する権利がある」や「愛し合っていればよい」、「新しい家族の在り方に繋がるので良い」ということが挙げられている。さらに、同性婚に賛成する者のうち、13.1%が「以前とは考えが変わった」と回答しているが、その要因として、「社会の流れ、海外の変化、多様性社会」や「メディア・目にする情報」、「知識を得た、勉強した、研修を受けた」などが挙げられている。

他方、同性婚に反対する者のその理由としては「伝統的家族が喪失する」や「生殖に結びつかずよくない」、「少子化が進む」などがあり、そもそも「マイノリティは、社会的弱者としての立場を必要以上に利用している」とするものもある。

¹⁵⁾ 風間・前掲注14) 9頁。

¹⁶⁾ 東京地判平成6年3月30日判タ859号163頁参照。なお、本件は控訴されたが、控訴審裁判所は「都教育委員会が、青年の家利用の承認不承認にあたって男女別室宿泊の原則を考慮することは相当であるとしても、右は、異性愛者を前提とする社会的慣習であり、同性愛者の使用申込に対しては、同性愛者の特殊性、すなわち右原則をそのまま適用した場合の重大な不利益に十分配慮すべきであるのに、一般的に性的行為に及ぶ可能性があることのみを重視して、同性愛者の宿泊利用を一切拒否したものであって、その際には、一定の条件を付するなどして、より制限的でない方法により、同性愛者の利用権との調整を図ろうと検討した形跡も窺えないのである。したがって、都教育委員会の本件不承認処分は、青年の家が青少年の教育施設であることを考慮しても、同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取扱いをしたものであり、施設利用の承認不承認を判断する際に、その裁量権の範囲を逸脱したものであって、地方自治法244条2項、都青年の家条例8条の解釈適用を誤った違法なものというべきである。」として、損害賠償を一部認容した（東京高判平成9年9月16日判タ986号206頁参照）。

¹⁷⁾ Marriage for All Japan「同性婚に関する意識調査報告書」https://www.marriageforall.jp/wp-content/uploads/2020/10/同性婚に関する意識調査報告書_公開版.pdf（2023年12月8日閲覧）。

もう一つのデータとして、2021年3月に朝日新聞が実施した電話による世論調査がある¹⁸⁾。それによれば、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきか」という質問に対し、65%が「認めるべきだ」とし、22%が「認めるべきでない」と回答している。なお、2015年2月の同社実施の調査によれば、同性婚法制化を「認めるべきだ」とする者は41%で、「認めるべきではない」とする者は37%であった。調査の対象や方法等が異なるため比較することが難しいが、これらの調査結果を踏まえると、2015年から2021年までの6年間で同性婚の法制化に賛成する者が増加し、反対する者が減少している。同性婚を受容する人々が日本社会においても増加してきていることがわかる。

Ⅲ 立法・行政の視点からみる同性婚¹⁹⁾

1 台湾の立法院・行政の視点からみる同性婚

台湾の立法院（国会）で同性愛者の人権について議論され始めたのは、当時の野党であった民主進歩党がセクシュアルマイノリティの差別を禁止する法律を制定しようとしていた1993年頃からである。立法院では、同性愛当事者団体を交えた「同性愛者人権促進公聴会」が開催された²⁰⁾。その後、再び、中国国民党から民主進歩党に政権が交代されたときに議論されている²¹⁾。以下では、台湾の二大政党とされている中国国民党（以下「国民党」）および民主進歩党（以下「民進党」）の両党の政治的特徴を踏まえ、同性婚に対するその立場の違いなどを明らかにしたい。

国民党は、1919年10月、孫文らが中心となり結成された。おおむね外省人の議員によって構成されている。国民党の政治的特徴は、中華人民共和国との関係性を重視する点にあり、たとえば、馬英九政権（2008-2016）においては「一つの国の中の特殊な関係」というような中国大陆との距離を縮める「対中緊密化政策」が行われた²²⁾。同性婚について中華人民共和国政府は否定するが、国民党も、同性婚に対しては消極的・否定的な姿勢を示した。2006年10月18日、民進党所属の立法委員が提出した民法改正草案を、当時立法院の

¹⁸⁾ 「同性婚『認めるべきだ』65% 18~29歳、86% 朝日新聞社世論調査」朝日新聞2021年3月22日朝刊。

¹⁹⁾ 本章は、多文化社会学部学生（3学年）のハーリー愛鈴が執筆担当した。

²⁰⁾ 鈴木・前掲注1）37頁。

²¹⁾ 鈴木・前掲注1）57-58頁。

²²⁾ 渡辺俊彦「台湾政治の特質と現状—藍・緑対立の体制化と動揺—」『中央大学経済研究所年報』46号（2015年）574-575頁。

議席の多数を占めていた国民党所属の立法委員23名の反対により廃案にしたこともある²³⁾。もっとも、国民党内の全議員が同性婚に消極的であったわけではない。同性婚が法制化されるまでの過程において、同性婚にかかる7つの民法改正草案が提出されたが、ことに6つ目の草案については国民党議員らから提出され、注目を集めた²⁴⁾。

民進党は、1989年に結成された政党である。2016年1月の総統選挙で蔡英文が当選し政権が交代すると、中華人民共和国と距離を置くという姿勢が種々の政策にあらわれた。民進党のかかる方針の理由について、独立行政法人日本貿易振興会（JETRO）アジア経済研究所地域研究センターの



写真1 台湾ゼミ研修時、総統府前での集合写真（2023年4月に撮影）

竹内孝之は、「『一つの中国』が国際社会において中国側に有利であり、台湾の地位を束縛する結果を招くと懸念する」点を挙げている²⁵⁾。民進党が保守的な見解を示す国民党とは異なる立場にあることは明白であり、同性婚にかかる7つの民法改正草案のうち、4つの草案が民進党の議員の発案によるものであった。また、民進党所属の蔡英文総統は、選挙期間中に候補者で唯一、同性婚を支持する声明を公表したうえ、台湾の同性婚の法制化において最も重要な影響を与えた「司法院积字第748号解释」の司法院大法官を任命した（詳しくは本稿第4章を参照）。

同性婚の法制化において、台湾では、国民党と民進党という二つの政党が、互いにそれぞれの見解を法案として示し、台湾の人々も巻き込んで議論を活発化した点は重要である。国民党から民進党に政権が交代するまでには、同性婚にかかる民法改正案が3つ提出されており、政権交代後はさらに4つの草案が提出された。同性婚について立法の場で徹底して議論が重ねられていたことが理解できる。

また、台湾における行政の取組みとして最も重要な点は、婚姻類似関係として自治体が承認する「同性パートナーシップ制度（同性伴侶戸籍注記制度）」の実施であろう。異

²³⁾ 鈴木・前掲注1) 81-83頁。

²⁴⁾ 鈴木・前掲注1) 154頁。

²⁵⁾ 竹内孝之「台湾：蔡英文政権発足前後の対中国関係」https://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2016/RCT201611_001.html（2023年12月8日閲覧）。

性間の法律婚と同等の権利が保障されるものではないが、高雄市では、戸籍情報システムに同性パートナーの情報を記録し、証明書が公布された²⁶⁾。それにより、医療情報の取得や同意代理、パートナーの介護休暇など種々さまざまなサービスを受けることができるようになった。同性パートナーシップ制度の実施は、台北市や台中市をはじめ台湾全土に拡大し²⁷⁾、2017年7月までに22の全自治体のうち18の自治体が実施した。同性婚の法制化後は、制度自体は残っているものの、同性婚が法制化されていない国の国民と台湾市民との同性パートナーに利用されており、同性婚が成立した場合にはその注記から削除されている²⁸⁾。その他、親族に受け入れてもらえない等、何らかの理由で同性婚登録手続を直におこなうことのできない同性カップルにとっては、戸籍や身分証等公的記録に変更を要さず、また家族等関係者に周知されない等の利点がある同性パートナーシップ制度を、継続して利用する者もいるとされる²⁹⁾。

2 日本の国会・政府の対応からみる同性婚

台湾の同性婚の法制化は日本の国会にも少なからず影響を与えた。2018年5月11日の国会答弁³⁰⁾において同性婚問題について触れられている。かかる国会答弁において、逢坂誠二衆議院議員（立憲民主党）は、当時の内閣総理大臣の安倍晋三に対して次のとおり質問した。①同性婚が法律で定められていないことは憲法24条1項に反し、違憲であると考えているのか、②憲法24条1項にいう「両性の合意」の解釈につき、婚姻をなす本人同士が同性であることを禁止するまでの趣旨ではないとの見解があるところ、安倍総理のいう「現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません」との見解は妥当なものではないのではないか、③憲法13条および14条に基づき、「すべて国民」は、その「性別」によらず、婚姻をなすことができる「自由及び幸福追求に対する国民の権利」を持つと解すべきで、同性婚は異性同士の婚姻と同様に扱われるべきではないか、④我が国の社会情勢を鑑みると、「同性カップルに婚姻の成立を認めること」は必ずしも否定されないと考えられるがどうか、⑤同性婚に必要な法制度の整備を行わないこ

²⁶⁾ 鈴木・前掲注1) 107-109頁。

²⁷⁾ 鈴木・前掲注1) 109-112頁。

²⁸⁾ 鈴木・前掲注1) 116-119頁。

²⁹⁾ 鈴木・前掲注1) 119-120頁。

³⁰⁾ 衆議院「質問本文情報」https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a196257.htm、同「答弁本文」https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b196257.htm（2023年12月8日閲覧）。

とは不作為ではないか。

これらの質問に対し、日本政府は、「憲法24条1項は、『婚姻は、両性の合意のみに基いて成立』すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻（同性婚）の成立を認めることは想定されていない。いずれにしても、同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており、『同性婚に必要な法制度の整備を行わないことは不作為ではないか』との御指摘は当たらない」と答弁した。

2022年6月11日、参議院議員選挙に際し、同性婚の実現に取り組む団体「MARRIAGE FOR ALL JAPAN」が各政党に向けて送付した同性婚にかかる公開質問状³¹⁾に対し、自民党、立憲民主党、公明党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党、れいわ新選組、社民党、「NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で（以下「N党」）」は、①同性カップルにどのような法的保障をするか、②同性婚の法制化（他の法的保障を含め）の検討・審議開始のタイミングをどう考えるかという質問に対して以下のとおり回答した。

質問①について、公明党、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、れいわ新選組、社民党およびN党の7党が「同性間で婚姻ができるようにするべきだ」と回答した。他方、自民党と国民民主党の2党は「その他」と回答した。自民党は、政府見解に同調するとし、たとえば、「一部自治体が採用した『パートナーシップ制度』について、国民の性的指向・性同一性に対する理解の増進が前提であり、その是非を含めた慎重な検討が必要」であるとする。国民民主党は、「パートナーシップ制度の拡充・法制化の検討や、戸籍変更要件の緩和など、性的指向・性自認（SOGI）に関する課題の解消に向けた法整備を進める」とした。

質問②について、自民党以外の8政党は「今すぐ、なるべく早く」と回答した。もっとも、自民党は「検討・審議を急がない」と回答し、その理由として「まずは、性的マイノリティに関する広く正しい理解の増進が必要であると考え、社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図る」とした。このような見解に対しては、同性婚の法制化の検討・審議も同時並行で進めることができるのではないかという批判が生じよう。

以上、全政党の約8割が同性婚の法制化に前向きであることがわかる。しかし、最大の

³¹⁾ MARRIAGE FOR ALL JAPAN「結婚の平等（同性婚）に関する各政党の考え～政党公開質問状への回答～」<https://www.marriageforall.jp/blog/20220622/>（2023年12月8日閲覧）。

政党であって、与党である自民党がかかる問題に否定的である点に留意しなければならない。台湾では、国民党（同性婚反対派）から民進党（同性婚推進派）に政権が交代したが、日本において政権交代は容易ではないことからすると、台湾のように立法府が同性婚の法制化にどの程度寄与するかは未知数である。

最後に、2023年3月6日、立憲民主党が提出した「民法の一部を改正する法律案」（以下「婚姻平等法案」）に触れたい。台湾では、「ジェンダー平等教育法」（2004年）などが同性婚法制化以前に成立していたが、立憲民主党が提出した婚姻平等法案にどのような意義があるのか。下記表1は、民法の主要な改正内容について整理したものである³²⁾。

表1 立憲民主党が提出した法案の新旧対照表

新旧対照表	旧	新
民法739条1項	婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。	婚姻は、異性又は同性の当事者が、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。
民法750条	夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。	婚姻の当事者は、婚姻の際に定めるところに従い、婚姻の当事者の一方の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。
民法755条	夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、次款に定めるところによる。	婚姻の当事者が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、次款に定めるところによる。
民法818条	成年に達しない子は、父母の親権に服する。	成年に達しない子は、親の親権に服する。

婚姻平等法案の趣旨は、現行法において同性婚は認められていないと解されているが、「個人の性的指向・性自認を尊重する必要性」があることから、「婚姻の平等」を実現するため、同性の当事者間による婚姻を法制化しようとする点にある³³⁾。具体的に、①異性又は同性の当事者間で婚姻が成立する旨を明記している。また、②同性婚の当事者も特別養子縁組その他の養子縁組ができるよう所要の規定を設けている。さらに、③同性婚を認めるに伴い、文言を性中立的な表現に改めている。たとえば、「夫婦」、「夫」、「妻」を「婚姻の当事者」としたり、「父母」、「父」、「母」を「親」とする。

³²⁾ 立憲民主党「民法の一部を改正する法律案 新旧対照表」[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annainnsf/html/statics/housei/pdf/211hou3sinkyu.pdf/\\$File/211hou3sinkyu.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annainnsf/html/statics/housei/pdf/211hou3sinkyu.pdf/$File/211hou3sinkyu.pdf) 参照（2023年12月8日閲覧）。

³³⁾ 立憲民主党・前掲注32）9頁参照。

台湾の同性婚法制化に向けた民法改正案（2016年12月26日）と重なる部分があるが³⁴⁾、同性愛者の婚姻の平等を反映した法案が野党から提出され、同性婚の法制化に向けて「立法」の場で検討・審議が進められたことに意義があると思われる。

最後に、地方における行政の取組みを考察したい。一部の地方自治体は「パートナーシップ制度」の整備を進めている。たとえば、東京都は、「パートナーシップ関係にある二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度」と定義し、たとえば、都営住宅への入居申込などのサービスを提供している³⁵⁾。

なお、パートナーシップ制度を導入する自治体は年々増加しており、たとえば、全国パートナーシップ制度共同調査³⁶⁾によると、2023年6月28日時点で328の自治体が制度を導入している（人口カヴァー率70%）。また、パートナーシップの交付件数は、2023年5月31日時点で5171組ある。台湾と同様、日本でもパートナーシップ制度の需要は高い。しかしながら、地方自治体主導のパートナーシップ制度では享受できるサービスがかなり限られおり、パートナーシップ制度に意義があるのかは疑問が残る。かりに本制度が同性婚反対派の主張のよすがにしかかかっていないようであれば、パートナーシップ制度のあり方を根本から再検討しなければならないであろう。

日本では、与党である自民党の見解をみるに、同性婚の法制化への道のりはなお厳しいものといわざるをえない。しかしながら、台湾でも同性婚について初めて公的に議論されてから法制化に至るまでには20年以上の時間を要した。今後国会、政府が同性婚の法制化にその作用を働かせることを期待したい。

IV 司法の視点からみる同性婚³⁷⁾

1 台湾の司法の視点からみる同性婚

台湾では、2019年5月24日、「司法院积字第748号解释施行法」が施行された。これをもって台湾全土において、同性婚が、法律婚として認められたのである。このような同性

³⁴⁾ 鈴木・前掲注1) 156頁参照。

³⁵⁾ 東京都総務局人権部「東京都パートナーシップ宣誓制度」<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/partnership.html>（2023年12月8日閲覧）。

³⁶⁾ 渋谷区「全国パートナーシップ制度共同調査」<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/kyodochosa.html>（2023年12月8日閲覧）。

³⁷⁾ 本章は、多文化社会学部学生（3学年）の鈴木翔が執筆担当した。

婚の法制化の実現には、「司法」が大きな影響を及ぼした。そこで、以下、司法の視点から同性婚の法制化をみてみたい。

台湾では、司法院という最高の司法機関（台湾憲法77条）が置かれており、そこに15名の大法官（裁判官）が配置されている（台湾憲法修正追加条文5条1項）。大法官は、総統が指名し、立法院の同意を得て任命される³⁸⁾（台湾憲法79条）。その任期は8年で、再任はない（台湾憲法修正追加条文5条2項）。司法院大法官は、職権で、法律が憲法に反する疑いがあるとき、憲法を解釈したり、法律や命令を統一解釈したりする（台湾憲法78条、171条2項）。この点、日本の最高裁判所とは異なり、司法院大法官は、職務権限として、個別の争訟処理から離れて、憲法判断を下すことができるのである。よって、司法院大法官に対しては、中央または地方機関、自然人、法人、政党および現在の総数の3分の1以上の立法院議員（立法委員）が憲法解釈を申請できることになっている（司法院大法官審理案件法5条1項）。なお、大法官が具体的事件を前提とせず、法令等の違憲性を審査する上記の制度は「抽象的違憲審査制」と称される。これを採用することで、いわゆる政治の司法化が懸念されるが、早急な人権救済を可能とする意義がある。

同性婚の法制化への道を開いたのは、憲法解釈申請であった。すなわち、2015年8月20日および同年11月4日、司法院大法官に対して、台湾民法が同性婚および婚姻登記を制限していることが台湾憲法に適合するの否かの憲法解釈の申請がなされ、2016年11月23日に受理された³⁹⁾。申請受理の理由は定かでないが、同性婚を支持していた民進党の蔡英文が、2016年1月の総統選挙で当選し、同年10月に立法院の同意を得て、7名の大法官を新たに選任したところ（学者出身でリベラルな思想を持つ許宗力氏が司法院長に就任）、同性婚賛成派の大法官が増加した点が挙げられる⁴⁰⁾。そうして、憲法解釈申請受理後、さらに司法院大法官は、大法官審理案件法13条⁴¹⁾に基づき、口頭弁論を開くことを決定した。口頭弁論は、大法官の職権により、憲法解釈にあたり必要であると判断された場合に行われるが、史上10回目の異例の出来事であった⁴²⁾。重要な憲法解釈になることを予見し、可

³⁸⁾ 司法院大法官には、裁判官や検察官、弁護士、法学研究者などが選ばれている。なお、詳しい選任基準については、司法院組織法4条に規定がある。

³⁹⁾ 鈴木・前掲注1) 168-170頁。

⁴⁰⁾ 鈴木・前掲注1) 168-170頁。

⁴¹⁾ 大法官審理案件法13条は「大法官による事件の解釈は、憲法定制、改正および立法資料を参考にし、併せて申請人、関係者および関係機関に対して請求または通知により説明させ、または調査することができる。必要な場合は口頭弁論を行うことができる」とし（1項）、「前項の口頭弁論には、憲法法院の口頭弁論の規定を準用する」と定めている（2項）。

⁴²⁾ 鈴木・前掲注1) 171頁。

及的に必要な情報を得て、慎重な判断を行うという大法官の姿勢が表れている。

こうして、2017年3月24日、口頭弁論が開かれ、同性婚を認めていない民法を合憲とする合憲派と、違憲派がそれぞれ見解を述べ、根拠資料を大法官に提出した。口頭弁論の中盤では、大法官による解釈申請者および専門家鑑定人（主に法学研究者）への質疑がなされ、後半では、最終陳述がなされた⁴³⁾。口頭弁論での争点は以下のとおりである。

前提として、台湾のいかなる法律にも婚姻が異性間に限定されるとする根拠規定は存在しない。しかし、台湾民法972条は、「婚約は男女の当事者が自ら締結しなければならない」と定めているところ、婚約のつぎの段階である婚姻も「一男一女の当事者の法的結合」と理解するのが論理必然であって、さらに婚姻の効力や離婚など民法上の諸規定が「夫」、「妻」なる語を用いていることから、同性婚は成立しえないと解され、実務上もその理解のもとで婚姻登記を制限してきた。これを踏まえ、争点は、①台湾民法第4編第2章婚姻の規定は同性婚を認めているか、②かりに争点①が否である場合、「凡そ人民のその他の自由及び権利は、社会秩序、公共の利益を害さない限り、いずれも憲法の保障を受ける」と定める台湾憲法22条⁴⁴⁾に違反しないか、③かりに争点①が否である場合、「中華民國の人民は、男女、宗教、人種、階級、党派の別なく、法律上一律平等である」と定める台湾憲法7条に違反しないか、④かりに争点①が否であって、争点②③で違憲であるとされた場合、同性パートナーシップ制度などの代替手段の創設をもってその違憲性は許容されるかである。

合憲とする派は、婚姻が、歴史上自然に形成された制度でしかなく、個人の自由という基本的権利の領域の問題ではないという前提のもと、同性婚はその制度に含まれるものではないとし、また、それが伝統であると主張した⁴⁵⁾。当然、争点①を否とし、②③を憲法



写真2 実際に口頭弁論が行われた司法院の憲法法廷（2023年4月に撮影）

⁴³⁾ 鈴木・前掲注1) 179-184頁参照。

⁴⁴⁾ 日本国憲法でいう同法13条の包括的人権規定に該当すると解される。

⁴⁵⁾ 鈴木・前掲注1) 174-175頁。

には反しないとする。このような見解に対しては、合憲という結論を先取りし、何ら根拠も示さず、およそ説得的とはいいがたいという批判があろう。他方、違憲とする派は、婚姻が、2人の人間の親密性および排他性を有する永続的な結合関係であること（つまり、婚姻は一男一女に限られるものではないこと）を前提に、同性婚は当然これに含まれると主張した。くわえて、合憲とする派の主張する異性婚の伝統や社会的理解の欠如が、同性婚の自由を制約する正当化事由たりえないとし、さらに、同性婚が公共的利益（台湾憲法22条）に反することを証明しないかぎり、違憲と解さざるをえないという見解を示した⁴⁶⁾。このような見解によれば、争点①は否であるが、②③は違憲となろう。考慮事情のいかんによるが、④についてはおよそ許容されないということになろう。違憲とする派の主張に対しては、台湾市民の異性婚の伝統観や社会的理解が考慮されていないなどの批判がありうる。



写真3 台湾ゼミ研修時、司法院の憲法法廷内での集合写真（2023年4月に撮影）

弁論による熾烈な闘いが繰り広げられたが、2017年5月24日、司法院大法官は、以下のとおり判断（これを「司法院积字第748号解释」という。）を下した⁴⁷⁾。

第一に、争点①に関連して、「民法第4編親族第2章婚姻の規定は、性別を同じくする兩名については、共同生活を営む目的のために、親密性および排他性ある永続的な結合関係を成立させていない」と判断した。つまり、台湾民法が一男一女の婚姻に限定しているとした。

第二に、争点②に関連して、台湾民法が一男一女の婚姻に限定していると判断される限りにおいて、台湾憲法22条の保障する「人民の婚姻の自由」の趣旨に反すると判断した。その論理はつぎのとおりである。まず、司法院积字第362号解释を援用し、「婚姻適齢にある配偶者のいない者は、本来結婚の自由を有しており、それには『結婚するかどうか』と『誰と結婚するか』の自由が含まれる」とした。そして、台湾憲法22条は、「凡そ人民のその他の自由及び権利は、社会秩序、公共の利益を害さない限り、いずれも憲法の保障を受

⁴⁶⁾ 鈴木・前掲注1) 175-177頁。

⁴⁷⁾ 鈴木・前掲注1) 334-340頁。

ける」と定めているところ、「婚姻の自由」は、「その他の自由」に含まれ、よって憲法上の基本的権利であることを確認した。つまり、「誰と結婚するか」の自由は基本的人権であると判断したのである。つぎに「公共の利益を害」するか否かにつき、「性別を同じくする両名が共同生活を営むという目的により、親密性、排他性のある永続的な結合関係を成立させても、性別を異にする両名……には影響がないばかりか、異性婚が構築してきた既存の社会秩序を変更することもない。そればかりか性別を同じくする両名の婚姻の自由が、法律により正式に承認されれば、異性婚とともに社会を安定させる基盤となりうる」とし、公共利益への有害性を否定した。これらを踏まえたうえで、同性に性的指向が向く者にも、上記婚姻の自由が不可欠であることを改めて強調し、同性婚を認めないことは立法上の重大な瑕疵であって、台湾憲法22条の保障する人民の婚姻自由の趣旨に反すると結論づけた。

第三に、争点③に関連して、台湾憲法7条の保障する「人民の平等権」の趣旨に反すると判断した。その論理はつぎのとおりである。まず、台湾憲法7条が「中華民國国民は、男女、宗教、人種、階級、党派の別なく、法律のもとで一律に平等である」と定めているところ、差別禁止事由は本条のいう5種類に限定されないとした。つまり、本条の保障する平等権には、性的指向を基準とする差別も含まれると解したのである。つぎに、台湾民法が同性婚の成立を認めていないことの差別該当性につき、台湾民法婚姻規定が異性婚の成立に限定しているのは、同性に性的指向が向く者に不利かつ別異の取扱いであるとした。その理由として、「性的指向とは変更しがたい個人的特徴 (immutable characteristics) であ」って、一時的な病ではないにもかかわらず、「さまざまな事実上ないし法律上の排斥に遭い、差別を受けてきた」うえ、「ステレオタイプなイメージの影響により、政治的に弱い立場におかれ、通常の民主的手続を通じてその法律上の劣勢な地位を回復することを期待するのは難しかった」点を挙げた。しかし、台湾民法婚姻規定には、婚姻の出産育児という重要な公共利益を守る目的があるところ、その手段として同性婚成立を認めないことは、かかる目的に向けた合理的関連性があるではないかという批判が生じうる。この点、司法院大法官は、まず「性的指向を分類の基準としてなされる差別的扱いには、より厳格な審査基準を適用して、その合憲性を判断すべきであ」とした。ここに「厳格な審査基準」とは、(i) 目的がやむにやまれぬもので、(ii) かかる目的の手段が厳密に設定された必要最小限のものである場合のみ合憲とする基準をいう。これを踏まえ、司法院大法官は、そもそも婚姻の目的は、子孫を繁栄させること (出産育児) ではないとし、また

婚姻の不可欠の要素でもないとした。なぜなら、子どもを持たない異性カップルも多く存在するからである。基準（i）の段階で、そもそもの目的の内容が問題視され、反証されたといえる。さらに、同性婚を認めないことが、異性婚が構築した基本的倫理秩序を維持することにつながる根拠はないとした（基準（ii）にいう必要性がそもそも皆無）。すなわち、同性婚を認めることで、「基本的倫理秩序」に影響を及ぼすことはないと判断したのである。結局、同性婚を認めないのは、不合理な差別的扱いになるとした。既述の口頭弁論において合憲派が依拠した異性婚の伝統や共識なる論点は、完全に斥けられた。

最後に、争点④に関連して、司法院大法官は、「関係機関は本解釈公布の日から2年内に、本解釈の趣旨にしたがって関係する法律を改正ないし制定しなければならない」とした。このことから、同性パートナーシップ制度などの代替手段をもって違憲性を解消できるとは解していない。

司法院大法官は同性婚を法的に認めたが、そのような画期的判断を下した理由については、法律論の見地とそれ以外の見地から考察できる。ここでは、後者についてみるが、つぎの二点が挙げられる⁴⁸⁾。すなわち、第一に、立法や行政が立ち往生しており、司法が唯一かつ最終的な頼りどころであったことである。実際、司法院积字第748号解釈において司法院大法官は、「祁家威が立法、行政、司法の責任機関に同性婚姻権を獲得すべく求めたから、すでに30年を経過している。立法院で十余年の審議を経ているが、同性婚にかかわる法案の立法手続を完成させることができないでいる。……然るに立法（ないし法改正）による決着がいつになるかが見通せず、本件要請者の人民の重要な基本権の保障にかかわることから、本院は憲法上の職責を尊重し、……人民の基本的権利の保障および自由民主、憲政秩序など憲法上の基本的価値の擁護の観点から、適時に拘束力のある司法判断を下すこととした」と述べている。第二に、台湾の対外的存在感を国際社会に示すためである。国際社会では国際人権法が発展し、ことに「ジェンダー人権」にあっては、多くの先進国でその法的保障を強めている。性的マイノリティ（SOGI）の人権救済はむろん、国際社会の潮流、台湾の存在とその将来をも考慮したうえで、画期的な判断を世に示したのではないかと考えられる。以上のような司法の姿勢と解釈の内容は日本にとっても示唆に富むものである。

⁴⁸⁾ 鈴木・前掲注1) 202-203頁参照。

2 日本の司法の視点からみる同性婚

日本において、同性婚の法制化に向けた国会・政府による取組みが進んでいないところ、唯一の頼りどころは「裁判所」である。そこで以下、同性婚訴訟における日本の司法判断に着目したい。

日本は、「付随的違憲審査制」、すなわち具体的事件の解決に付随して、当該事件に適用される法令の違憲性を審査するという制度を採用している。日本において違憲審査権は、最高裁判所が有しており、その対象は「一切の法律、命令、規則又は処分」である（憲法81条）。付随的違憲審査制において、国民は、まず下級裁判所に訴訟を提起しなければならず、直接に最高裁判所の最終的な憲法判断を仰ぐことはできない。「個人の人権」を保障する見地から、本制度には十分な意義があり適切であるが、他方、司法の最終判断獲得までに相当な時間を要する短所がある。しかし、それはあくまで最終の司法判断を直接得られないということにすぎず、司法に助けを求めること自体は可能であるため、深刻な欠点とはいえない。

日本では、全国5か所の地方裁判所に対して訴訟が提起された。同性婚を望む当事者にとって、司法は唯一かつ最終的な頼りどころであるうえ、同性婚訴訟の判断は、国際社会も注目している。裁判所の判断は、「ジェンダーにかかる人権の保障」をめぐる日本の考え方を示すものにほかならず、同性婚訴訟を通して、まさにわが国の人権意識や姿勢が問われているといえよう。

以下では、5つの同性婚訴訟における各地方裁判所の判断を整理する。日本の同性婚訴訟は、民法および戸籍法が同性婚を認める諸規定を設けていない立法不作為による損害賠償の訴訟（国家賠償法1条1項）である点で台湾の事案とは異なるが、具体的論点は共通する。

表2 5つの地方裁判所判決における判断

	憲法13条	憲法24条1項	憲法24条2項	憲法14条1項
札幌地裁	合憲	合憲	合憲	違憲
大阪地裁	合憲	合憲	合憲	合憲
東京地裁	—	合憲	違憲状態	合憲
名古屋地裁	—	合憲	違憲	違憲
福岡地裁	合憲	合憲	違憲状態	合憲

同性婚訴訟の主な争点は、同性婚を認めない民法および戸籍法の諸規定が、①憲法13条、

②憲法24条1項、③憲法24条2項、④憲法14条1項に反するか否かである。なお、5つの同性婚訴訟すべてにおいて、原告らの請求は棄却されている。

第一に、札幌地方裁判所の判決（以下「札幌地判」）である⁴⁹⁾。まず、争点①について、「同性婚という具体的制度の内容を、憲法13条の解釈のみによって直接導き出すことは困難である」とし、合憲と判断した。②については、「いわゆる婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができる。しかしながら、……憲法24条が『両性』など男女を想起させる文言を用いていることにも照らせば、同条は異性婚について定めたものであり、同性婚について定めるものではないと解するのが相当である」とした。③については、憲法24条2項の「婚姻」を、同条1項の「婚姻」と同義と解し、②でふれた理由から同性婚は含まれないとした。④については、まず、「婚姻によって生じる法的効果を楽しむことは、重要な法的利益である」とし、そして「性的指向は、自らの意思に関わらず決定される個人の性質であるといえ、性別、人種など同様のものということができ、このような事柄に基づく区別取扱いが合理的根拠を有するか否かの検討は、慎重にされなければならない」と説示したうえで、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを楽しむ法的手段が提供されていない」ことから、こうした「区別取扱いは、合理的根拠を欠く差別取り扱いに当たると解さざるを得ない」とし、違憲であるとした。

第二に、大阪地方裁判所の判決（以下「大阪地判」）である。札幌地判と異なる点は、④について、「異性間の婚姻は、男女が子を産み育てる関係を社会が保護するという合理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度であるのに対し、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについてはなお議論の過程にあること、同性カップルと異性カップルの享有し得る利益の差異は相当程度解消ないし緩和されつつあることをも踏まえると、……そのような区別に直ちに合理的な根拠が認められないことにはならない」とした点である⁵⁰⁾。

⁴⁹⁾ 今野周「同性婚訴訟判決についてのノート—札幌地裁令和3年3月17日判決は同性婚を要請しているか」『東京大学法科大学院ローレビュー』17号（2022年）40-79頁、中岡淳「<判例研究>同性間に婚姻を認めない民法及び戸籍法の諸規定の憲法適合性」『法学論叢』190巻5号（2022年）40-125頁等参照。

⁵⁰⁾ 河村有教「札幌地裁と大阪地裁の同性婚裁判における『婚姻』観の違いについて—『婚姻』とは何か、『婚姻の本質』をめぐっての裁判官の見解を中心に—」『長崎大学ダイバーシティ推進センター研究紀要』1号（2023年）1-9頁は、札幌地判と大阪地判それぞれの「婚姻観」に着目し、それが判示にどのような影響を及ぼしているかを分析する。

第三に、東京地方裁判所の判決（以下「東京地判」）である。③について、大阪地判と同様の判断枠組みに立ったうえで、同性愛者が「本件諸規定により婚姻制度を利用することができず、そのパートナーとの共同生活について、家族として法的保護を受け、社会的に公証を受けることが法律上できない状態」であるのは、「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法24条2項に違反する状態にある」と判断した点に特徴がある。ただ、「そのような法制度を構築する方法については多様なものが想定され」ることから、同性婚を認めなくても直ちに違憲とまで断ずることはできないとした⁵¹⁾。④については、憲法24条1項が同性婚について定めているものではないことから、異性婚と同性婚とに一定の差異が生じるのは憲法14条1項の立法裁量の範囲内の合理的なものであるとした。

第四に、名古屋地方裁判所の判決（以下「名古屋地判」）である。③については、「婚姻の本質が、両当事者において永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにあり、法律婚制度が、この本質的に重要な価値を認め、これを具体化したことにあると解される。このような本質的な人間の営みは、法律婚制度が整えられる以前から生じたものと考えられるから、その背景にある価値は、人の尊厳に由来するものということができ、重要な人格的利益であるということができ」と説示したうえで、「そのような重要な人格的利益を実現するために制度化された法律婚制度は、両当事者等の身分関係を形成し、その関係を公証し、その身分関係を前提にこれを保護するのにふさわしい法律上の様々な効果を付与している」が、「同性カップルは、婚姻に伴う個々の法的効果が付与されてないのみならず、その関係が国の制度によって公証されず、その関係を保護するのにふさわしい効果の付与を受けるための枠組みすら与えられていない甚大な不利益を被っており、その不利益は、結婚契約等公正証書を締結するなどしても解消することはできない」とする。もっとも、「いかなる法的効果を付与するかという点においては、国会の裁量に委ねられるべきものと」解されるとしても、「現状を放置することについては、もはや、個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠くに至っており、国会

⁵¹⁾「違憲」と「違憲状態」の違いについては、前者は、法律や規則など法令が憲法に反することを意味し、後者は、是正の必要性を前提としつつも、その時点では違憲とはいえない状況にあることを意味する。憲法24条2項は「婚姻及び家族に関するその他の事項」について立法府の合理的裁量を認めているところ、是正の手段として採りうるものは種々存在するから（同姓パートナーシップ制度など）、ただちに同性婚を認めていない諸規定が立法府たる国会の裁量権範囲を逸脱したものとして評価はできないということが「違憲状態」として評価されたということであろう。詳しくは、声部信喜『講座憲法訴訟（第1巻）』（有斐閣、1987年）368頁以下〔戸波江二執筆〕参照。

の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たる」として、違憲と判断した。④について、同性愛者にとって、同性婚が認められていないということは、性的指向により別異取扱いがなされていることにほかならず、憲法24条2項に違反すると同時に憲法14条1項にも違反する、すなわち違憲と判断した。

第五に、福岡地方裁判所の判決である。③について、東京地判と同旨で違憲状態と判断した。

以上の5つの地方裁判所の判決によれば、憲法24条1項の「婚姻」の解釈につき、「両性」や「夫婦」という文言から、「男女」を想起し、一男一女の異性婚だけを定めたものと判断している。通説も文理解釈から異性婚のみを前提に解している⁵²⁾。他方、同項制定の経緯において、その目的・趣旨が、男尊女卑の家制度や戸主権を否定する点にあることに焦点をあてて、なかんずく同性婚を禁止・排除する性格ではないという考え方もある⁵³⁾。このような婚姻の自由の保障についての制定趣旨を重視すれば、裁判例・通説のように、同項の「婚姻」が異性婚に限定されるという結論が必ずしも優先的に導出されるとはいいたくないようにも解される。

また、憲法13条に違反するという解釈も今後の裁判所によっては成り立ちうるものと解される⁵⁴⁾。台湾では、包括的人権規定から婚姻の自由を導出し、それが同性カップルにも及ぶと判断した⁵⁵⁾。なお、憲法13条を根拠とする場合、「公共の福祉」に反するか否かの検討を要するところ、考慮事情は異なるが、台湾の司法院积字第748号解釈の論理に示唆を受ける。

これまでの地方裁判所の判決は、そもそも婚姻とはどういうものなのか、かりにそれが異性間に限られるとすれば、その理由は何で合理的なものなのかなど種々の本質的な問いについて熟慮し、その考えを法律論に反映させ、公平かつ中立な立場・視点から説得的な論理を構築し、可及的人権救済を行うという司法の任務が、少なからず果たされているように思われる。同性婚の法制化への道が切り拓かれていくことが期待される。

⁵²⁾ 高橋和之は「婚姻の自由については憲法24条が保障しているが、近年議論され始めた同性間の結婚まではカバーしていないというのが通説である」とする。高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第4版〕』（有斐閣、2017年）153頁。その他、初宿正典『憲法2〔第3版〕』（成文堂、2010年）など参照。

⁵³⁾ 長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2016年）499頁〔川岸令和執筆〕、佐藤立夫『新版憲法原論（上巻）』（青林書院新社、1978年）273-276頁など参照。

⁵⁴⁾ 佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2020年）215頁の脚注55を参照。

⁵⁵⁾ ただし、台湾憲法には、日本国憲法24条のような規定がないことに留意されたい。

V おわりに⁵⁶⁾

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」のGlobal Gender Gap Report 2023⁵⁷⁾(グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート 2023)によれば、経済参画、政治参画、教育、健康における男性と女性のギャップについて、労働参加率の男女比、同一労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、監理的職業従事者の男女比、専門・技術者の男女比から経済参画におけるジェンダーギャップの開きが他国と比べて日本は大きく、さらには、国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年における行政府の長の在任年数の男女比等から政治参画におけるジェンダーギャップの開きがとりわけ他国と比べて日本は大きい。ジェンダー・ギャップを数値化した結果、0が男女間の完全不平等、1が完全平等とすると、日本は0.647とする数値があげられ、146か国中の125番目という位置づけにある。

日本において、国会の与党の自民党議員の女性の割合は11%程度であり、野党の立憲民主党議員の女性の割合が22%、日本共産党議員の女性の割合が33%、れいわ新選組議員の女性の割合が37%であることに比べて最も低い⁵⁸⁾。自民党は10年で(10年かけて)女性議員の割合を30%として目標にする⁵⁹⁾と主張しているが、野党からその主張について「対応が遅いのでは」との批判の声もある。

ジェンダーによって差別されない権利の保障を推進する法について、国民の意見を聴いたうえで、立法府(国会)において草案が出さていない、議論されていない状況は極めて遺憾なことである。議院内閣制のもとで、行政府においても、同様に消極的な姿勢にある。他方で、同性カップルの婚姻を法的に認めることについて賛成の立場を示す世論調査の結果が発表されている。性自認を異にする者や性的指向を異にする者について生来的な特性であり、環境によって変動するものではないことから、異性カップルが婚姻を通して家族となることができることに対して、同性カップルにおいて、両当事者の関係が国の制度によって公証されない、あるいはその関係を保護するのにふさわしい効果の付与を受けるた

⁵⁶⁾「おわりに」は、ゼミの指導教員である多文化社会学部准教授の河村有教が執筆した。

⁵⁷⁾ World Economic Forum による「Global Gender Gap Report 2023」を参照 https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2023.pdf (2023年12月8日閲覧)。

⁵⁸⁾ 2023年12月現在の衆議院議員の女性の割合については、https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/kaiha_m.htm、参議院議員の女性の割合については <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/giin/212/giinsu.htm> を参照 (2023年12月8日閲覧)。

⁵⁹⁾ 自民党ホームページ「女性議員の育成、登用に関する基本計画～「女性比率30%」実現に向けた10年計画～」https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/206108_2.pdf(2023年12月8日閲覧)。

めの枠組みを利用することができないことは、重大な人格的利益の享受を妨げられており、放置することによって、もはや個人の尊厳の要請に照らしても合理性を欠くに至っているという司法の判断も出てきている⁶⁰⁾。今後、同性婚訴訟における司法の違憲判断や同性婚についての肯定的な人々の意見が、消極的な姿勢にある日本の立法府や行政府の対応に影響を与えることは間違いない。

同性婚訴訟における地方裁判所の判示の中で、名古屋地方裁判所が、婚姻をするについての自由は、憲法24条2項を通じて、法律により具体化された「法律婚制度を利用するについての自由」であるとして、法律婚制度を利用するについての自由は、人の尊厳（個人の尊重）に由来するものということができ、重要な人格的利益であるとし、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証していない、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないことについて、憲法24条2項に違反する点とした点は重要である。もっとも、名古屋地方裁判所は、「婚姻が男女が共同生活を送りながら、子を産み育て、次世代に承継していく営みにおいて、重要かつ不可欠な役割を果たしてきており、国民の中には、子を産み育てることに婚姻の意義を見出すものが今なお少なからず存在していることは無視しえない事実」であるとして、「現時点においても、現行の法律婚制度を同性間に対して及ぼすことが、憲法24条1項の趣旨に照らして要請されていると解することは困難であ（り）」、「婚姻をするについての自由が同性婚に対して及ぶものであるとは認められ（ていない）」ことから、憲法24条1項には違反するものとはいえないとする。

憲法24条1項の婚姻をするについての自由は同性婚に対して及ぶものであるとは解されないのか、憲法13条の個人として尊重される権利（幸福追求権）として同性間の婚姻をするについての自由は保障されないのか、憲法24条1項、憲法13条をめぐる合憲・違憲判断についての各同性婚訴訟の控訴審裁判所の判断に注目したい。

⁶⁰⁾ 名古屋地判令和5年5月30日 LEX/DB25595224。

